

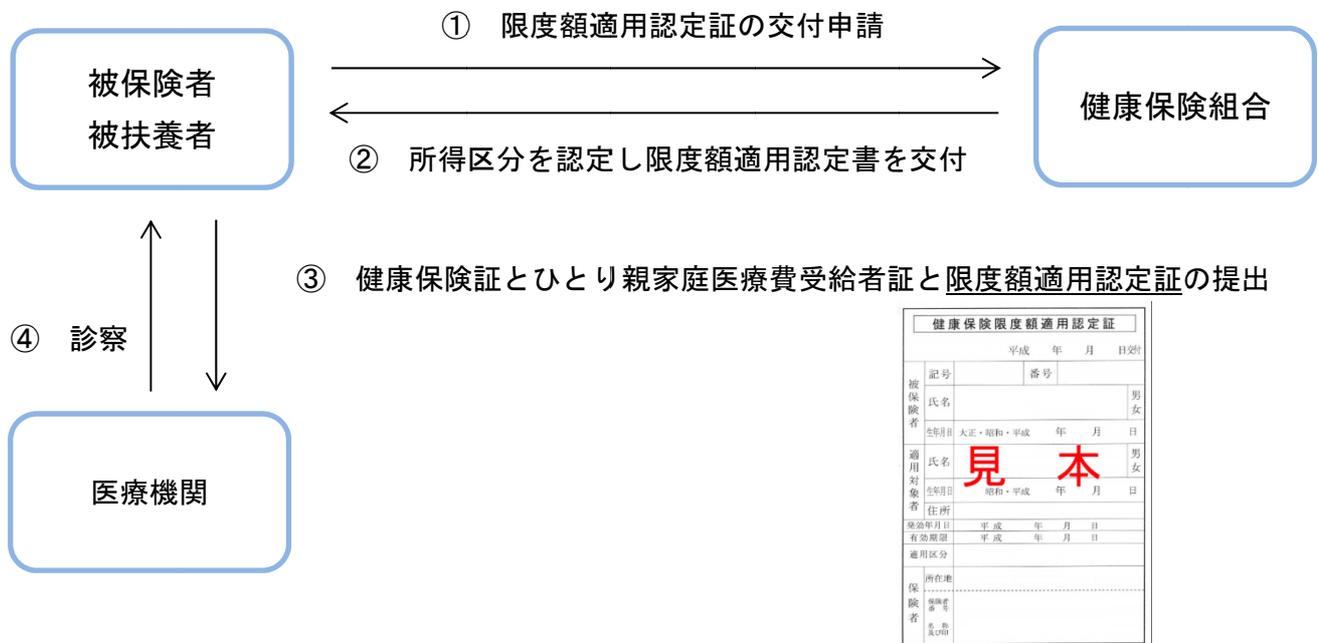
「限度額適用認定証」の提示をお願いします

～入院費のお支払が軽減できます～

現在、伊方町ではひとり親家庭医療費助成をおこなっており、通院・入院ともに自己負担はありませんが、入院の際、「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示していただくことで、入院料が自己負担限度額までとなり、後日役場保健福祉課から送付される高額療養費支給申請の手続きが不要となります。

☆申請方法及び該当区分について

- ・健康保険限度額適用認定証交付対象者について
70歳未満の被保険者・被扶養者で、入院中または入院予定のある方が対象となります。
- ・「限度額適用認定証」は、各健康保険の窓口で申請をして発行してもらいます。



健康保険限度額適用認定証	
平成 年 月 日交付	
記号	番号
被保険者 氏名	男女
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
適用対象者 氏名	男女
生年月日	昭和・平成 年 月 日
住所	
発給年月日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日
適用区分	
所在地	
保険者	
保険番号	
住所	

所得区分		ひと月あたりの自己負担限度額	3月以上ご負担いただいた方
①	年収約1,160万円～の方 標準報酬月額83万円以上の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
②	年収約770～約1,160万円の方 標準報酬月額53万円以上83万円未満の方	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
③	年収約370～約770万円の方 標準報酬月額28万円以上53万円未満の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
④	～年収約370万円の方 標準報酬月額28万円未満の方	57,600円	44,400円
⑤	住民税非課税の方	35,400円	24,600円

ご不明な点がございましたら、保健福祉課こども政策室までお問い合わせください。

保健福祉課こども政策室 ひとり親家庭医療費担当 0894-38-0217